【　140227　】

松阪市子ども支援研究センター構内電話交換設備賃貸借に関する仕様書

1. 目的

松阪市子ども支援研究センターの電話交換機について、設置後 19 年経っていることから、設備機器の劣化による故障の可能性が非常に高くなっている為、電話交換機の更新を実施し、電話機器を安定して使えるようにする。

2. 適用範囲

本仕様書は、電話交換設備更改に際し必要とする設計、工事、試験に関する使用を記載するものである。

3. 概要

（１）業務名

松阪市子ども支援研究センター構内電話交換設備賃貸借

（２）業務内容

上記（1）の設備に係る機器類の設計、工事、試験に関する業務一式を行う。

（３）納入場所

〒515－8515　松阪市川井町 690 番地 1

松阪市子ども支援研究センター

4. 契約及び納入について

（１）リース契約期間

平成 26 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日（84 ヶ月）

（２）電話交換設備の納期

契約日～平成 26 年 9 月 30 日まで

（３）電話交換機の納入及び新旧電話交換機更改切替について

10 月 1 日から使用できる状態にすることとし、切替日については、協議の上定める。

※新旧電話交換機の切り替え時間（電話不通時間）は極力最小限にすること。（新旧電話交換機は並行稼動させ、電話不通時間を最小限にする。）

（４）契約期間以降の機器について

契約期間満了後は、電話交換設備一式を松阪市に無償譲渡すること。

5. 電話交換設備更改範囲

以下に示す範囲を電話交換設備更改範囲とする。

（1）詳細設計　1 式

（2）機器調達　1 式（電話交換設備は全て新品を納入し、中古は不可とする。）

（3）設備工事　1 式

（4）検査および試験調整等　1 式

（5）回線切替に関する回線提供会社との工事調整に係わる代行業務　1 式

※なお、回線種別変更に伴う費用も含む。

（6）既設設備廃棄物処理　1 式（現リース会社ＮＴＴファイナンスの指定場所に返納すること）

（7）交換機設備設置のための現行設備移設　1 式

6. 業務範囲外事項

設備を構成する各機器の設置・調整に関する業務を範囲とし、それ以外の業務（部材を含む）は範囲外とするが、本仕様書は必要な機能、構成について、最低限の基準を示すものであるため、本仕様書に記述していない事項であっても、各社のシステム構成上、効率的に稼動・運営するために必要な機能を備えた上で本仕様書を満たす最適な構成で資料を提出するものとする。

7. 完成図書

下記に示す図書を完成届と共に提出するが、詳細な記載内容及び完成検査の必要書類は別途指示する。

（1）機器構成図　　提出部数：紙媒体 2 部、電子媒体 1 部

（2）機器配置図　　提出部数：紙媒体 2 部、電子媒体 1 部

（3）機器間接続図　　提出部数：紙媒体 2 部、電子媒体 1 部

（4）機器取扱説明書　提出部数：紙媒体 2 部

（5）記録写真　　提出部数：紙媒体 2 部、電子媒体 1 部

（6）試験成績表（レベル測定機器の校正証明書の写しを含む）提出部数：紙媒体 2 部

8. 検収条件

納入機器が要求仕様を満たし、実施する試験において機能十分であると松阪市が確認した場合、提出図書の完納を持って検収完了とする。

9. 保証

（１）検収後 1 年以内に設計・材料・施行等に起因する不具合が生じた場合には、無償で修理又は改良品と取り替える責任を有するものとする。

（２）免責範囲

・故障原因が受託者以外の事由による場合

・故障原因が火災、水害、地震、落雷、その他天変地異による場合

・部品破損が委託者の故意又は過失に起因する場合

・故障原因が供給電源による場合

・受託者が認知しない改造及び変更がなされた場合

10. 廃棄処理

発生材のうち特記により引渡しを要するものは指示された場所に整理の上､調書を添えて引き渡すこと｡既設電話交換設備については､現リース会社ＮＴＴファイナンス株式会社の指定する場所に返納すること｡尚､引渡しを要しないもので､環境保護のため再生資源の利用できるもの及び出来ないものと分別し処理すること｡産業廃棄物については､法令等に準拠した手順に従いマニフェスト伝票により適切かつ確実に処理を行い提出することとする。

11. 施工について

（１）本仕様書に示されている機器及び装置等が全てその機能を完全に発揮するよう誠実に行うこと。

（２）施行前に現地の事前調査・聴取調査を実施し、基本設計書を作成すること。
平成 26 年 9 月 1 日迄には基本設計書を松阪市子ども支援研究センターに提出し事前承認を得る。

（３）熟練した技術者等により設備等本来の性能を発揮できるよう入念に構築を行うとともに松阪市との日程・作業調整を緊密に行い、作業を進めること。

（４）機器導入（機器据付含む）に起因して、既設交換機に障害が発生した場合は、受託者の責任において対処すること。

（５）機器導入に際しては、周囲に危害を加えないよう十分な安全管理の下で行うこと。

（６）記録写真の仕様・場所等の指示については、別途指示を行う。

（７）試験については、機能試験以外に全端末より通話確認試験及び長距離内線端末については校正証明書等が発生されたレベル測定機器による実施も行う。

（８）以下の法令を遵守した上で施工すること。

・建設業法・適正化法・労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法

・電気通信事業法・有線電気通信法・廃棄物処理法・知的財産基本法

・著作権法・ＰＬ法・環境基本法・電波法・個人情報保護法

・不正アクセス禁止法・その他関連法規、関連諸基準

12. 一般事項

（1）工事詳細については、仕様書及び基本設計書による他、上記各施行基準に準拠し、松阪市指示の下に入念かつ誠実に施工すること。

（2）基本設計書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、基本設計図書の通りに施工することで将来不都合が発生しうると予見される場合については、その都度松阪市と協議すること。

（3）基本設計書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議の上改善策を講じること。

（4）調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、松阪市の指示により手直し施工を行うこと。

13. その他

（1）新交換機の配置については松阪市と協議の上、設置する。

（2）必要配線の敷設にあたっては可能な限り予め準備された配管を利用すること。

（3）新たに設置する配線盤や端子盤等については、行き先別に整然と整理し、将来の増設等の施工が容易になるよう配慮する。

（4）入札参加届出書提出時に別紙１の類似業務（履行実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。）の履行実績調書を提出し、松阪市の事前承認を得ること。

14. 電話交換設備仕様

（1）工事概要

構内電話交換設備 1 式を導入するものである。

（2）交換機概要

・電話交換設備は、以降に記述する仕様、機能を具備する。

・電話交換設備は、将来の増設、機能追加に柔軟に対応可能なこととする。

（3）システム機器構成の内容

・電話交換設備

・主配線盤

（4）構造

本交換機はデジタル交換機とする。

（5）方式

制御方式　　蓄積プログラム制御方式

冗長構成　　一重化方式

ＣＰＵ　　東芝　TX4939　64 ビット

（6）電気的規格

本装置は電気通信事業法及びＩＴＵ－Ｔ、ＩＴＵ－Ｒ、ＴＴＣ、ＡＲＩＢ等の関係法令及び規格、基準に準拠したものであるが、ただし関係規格・基準等と異なる事項は本仕様書が優先するものとする。

（7）環境条件

以下の条件を満たすこと

・温度　　5～35℃

・相対湿度　45％～85%以下（結露しないこと）

（8）内線線路条件

アナログ（ループ抵抗）

・一般内線　600Ω以下（電話機抵抗を含む）或いは 1,200Ω以下（電話機抵抗を含む）

・長距離内線　3,000Ω以下（電話機抵抗を含む）

デジタル（内線距離）

本体給電方式

・0.4Φ　　400m以下

・0.5Φ　　600m以下

・0.65Φ　　800m以下

漏洩抵抗　２０ＫΩ以上

（9）電源条件

・本体入力電圧　ＡＣ１００Ｖ（単相）±１０％（二極平行アース付コンセント）

・蓄電池容量　　2 時間以上（停電保証時間）

（１０）システム機能

1)ＰＢＸダイヤルイン	2）追加ダイヤルイン	3）個別着信（ＤＩＬ）
4)着信音識別	5）外部保留音送出	6）外線発信呼課金
7)局線自動発信接続	8）専用線接続機能	9）内線相互接続
10）内線代表	11)発番号通知（内線毎）	12）可変短縮ダイヤル
13）固定短縮ダイヤル	14）保留転送	15）不在着信転送
16）話中転送	17）口頭転送（簡易転送）	18)ﾅﾝﾊﾞｰﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ対応内線
19）代理応答	20）外線接続規制クラス	21）夜間本電話機自動切換
22）内線クラス		

（１１)電話機類

・設置場所

設置場所は委託者と協議の上、定める。

・多機能電話機

多機能電話機は、２線式デジタル多機能電話機とし次の仕様・機能を具備する。

使用数量/実装数量	9 台/20 台
【カールコードレス多機能電話機】	使用台数　4 台
【録音多機能電話機】	使用台数　2 台
【標準多機能電話機（18 ボタン)】	使用台数　3 台
適用回線	2 線式　デジタル伝達方式
給電方式	センター給電
表示部（ＬＣＤ）	全角（漢字）10 桁×4 行漢字、英数ｶﾅ半角
機能	発着信履歴（発信 20 件記憶、着信 32 件）ハンズフリー機能、ディスプレイバックライト、eco モード機能、※録音多機能電話機については留守録音機能・通話録音機能を有すること。

・一般電話機

アナログ回線に接続できる既設一般電話機を流用するが、２線式電話機で次の仕様・機能を具備している既設端末である。

使用数量/実装数量	42 台/48 台
適用回線	2 線式　アナログ伝達方式
給電方式	センター給電

（１２）収容回路数

種別		使用	実装	備考
外線	アナログ回線		144	
	ＩＮＳ1500		6	
	光回線		192	8ch5 番号
内線	一般内線		480	
	多機能内線			
	IP 内線電話機		576	
	長距離内線			
端末	一般電話機	42		既設端末使用
	デジタル多機能電話機	9		18 ボタン漢字表示タイプ

※１　公衆 IP 電話の仕様

・西日本電信電話株式会社のひかり電話オフィスＡ使用。

・アクセス回線はフレッツ光ネクストタイプ。

15.　入札価格及び支払方法等

（１）入札価格

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（84 ヶ月分）を入札書へ記載すること。

（２）契約方法

長期継続契約（84 ヶ月）による。

（３）支払方法

毎月後払いとする。(84 回払い)

入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た金額（１円未満の端数は切り捨てる。）を 84 等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。また、月額に１円未満の端数が生じた場合は、契約満了月分（平成 33 年 9 月分）に合わせて支払うものとする。

16. 担当部署

松阪市教育委員会事務局　文化課　市民文化会館　担当　乾　　電話：0598-23-2111